令和5年度第2回大阪府障がい者施策推進協議会より委員意見抜粋

資料２－１

「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく『大阪計画』について

①　自身が制作（創作）した作品を販売している知り合いの障がい者がおり、収入に応じて障がい福祉サービスの利用者負担が増えたり、事業所における日中活動の中で制作（創作）活動はできなかったりする状況と聞くが、アーティスト活動を阻害されないような仕組み作りをしていただきたい。

②　スポーツにおいても、「いつでも、どこでも、だれでも　できる」ようにというスローガンが掲げられており、文化でも取り組みには賛同する、ただ、P11について、「適正な評価に対する支援」は理解するが、販売まで支援することには疑問を感じる。

⇒【社参グループ】：法律や国の計画でも販売支援について規定があり、府においても「カペイシャス」

という販売支援事業に取り組んできた実績もある。一方、公がどこまで関わるかということに検討が

必要であることは認識しており、今後留意してまいる。

③　当事者の活動について、市町村の役割も大きいと思うが、市町村との関わりは如何。

⇒【社参グループ】：P13本文にも市町村とのかかわりについて記載している。また、具体的取組みも実績あり（R4市町村連携事業について説明）、今後も引き続き連携してまいる所存。

④　万博及びその後のさらなる発展のために、障がい者計画の中間見直しに合わせて章立てするとのことでもあり、万博に向けた事業展開の好機ととらえ、もう少し具体的取組みについて言及してはいかがか。